

団体に関連した、循環器病に係る現状・課題と今までの取組について

健康寿命の延伸に向け、循環器病を含む生活習慣病の発症予防・重症化予防には、あらゆる年齢(全ライフコース)の人々の栄養状態の維持・改善が重要である。本会においても、栄養不良の二重負荷(低栄養と過栄養が併存する状態)の解決を目指し、複雑困難な個別案件や地域の栄養課題に対し、保健・医療・福祉領域の管理栄養士が多職種と連携して、エビデンスやデータを踏まえた効果的・効率的なアプローチや栄養ケア・ステーションの設置など社会環境の整備を進めている。

短期的(数年程度)に重点的に取り組むべきと考える循環器病対策とその理由について (予防・普及啓発、保健・医療・福祉の提供体制、研究等)

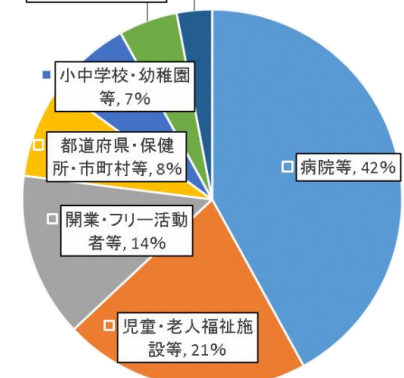
- 若い女性への包括的な健康づくり支援
- 小児期からの食育と生活習慣病予防対策
- 日本人の食事摂取基準(2020年版)の普及による、適正体重の維持や食塩摂取量の減少、フレイル予防等の取組
- 健康な食事の普及や健康な食事に資する商品の製造・流通拡大等、健康な食事への接点拡大
- 摂食嚥下機能が低下した人向けの食品の製造、流通拡大の支援
- ONDB、介護DBなどデータベースの効果的な利活用により、地域の特性に応じた栄養施策の推進
- 食生活改善普及月間や栄養週間などを通して、循環器病予防及び発症時の対応に関する国民への普及啓発
- 入院から在宅医療へのシームレスな栄養管理、栄養食事指導体制の実現に向けた評価の充実
- 事業所給食施設など健康増進を目的とする施設への管理栄養士の配置促進、高度な知識と技術を有した人材育成
- 科学的根拠に基づく栄養・食生活指導のための調査・研究の充実
- 栄養ケア・ステーションが、国民にとって身近で気軽に栄養・食生活相談ができる機会の増加

中長期的(10年単位)に重点的に取り組むべきと考える循環器病対策とその理由について (予防・普及啓発、保健・医療・福祉の提供体制、研究等)

- 健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」に資する食環境整備の充実
- 健康な栄養・食生活の推進に向けたエビデンスの強化(食環境整備が健康増進に及ぼす効果の分析、加工食品などの栄養素等摂取量の動向把握など)
- ウェアラブルIoTサービスなどICTを活用し、国民自らの健康管理を支援

公益社団法人 日本栄養士会

■ 養成施設・研究機関等, 5%
 ■ 企業・事業所等, 3%



会員の職域内訳

名称
所在地
法的根拠

公益社団法人日本栄養士会 (英文名称The Japan Dietetic Association)

〒105-0004 東京都港区新橋5-13-5 新橋MCVビル6階 アクセス

昭和20(1945)年5月21日 : 大日本栄養士会(社団法人 日本栄養士会の前身)設立

昭和34(1959)年11月13日 : 日本栄養士会が社団法人として厚生大臣認可

平成24(2012)年7月23日 : 公益社団法人として内閣総理大臣認定

URL

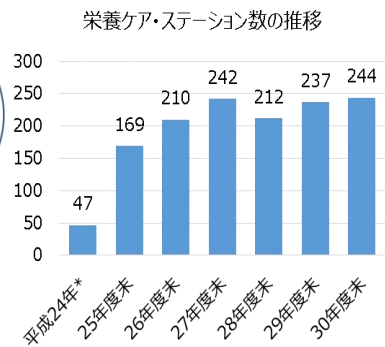
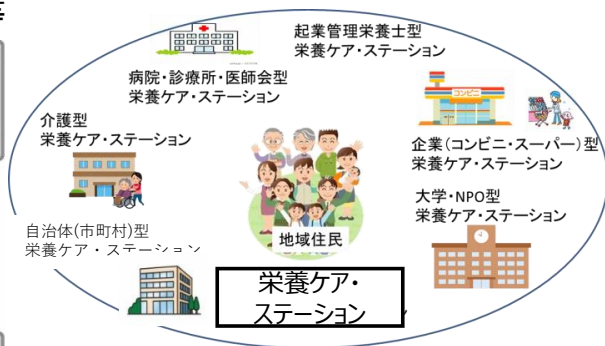
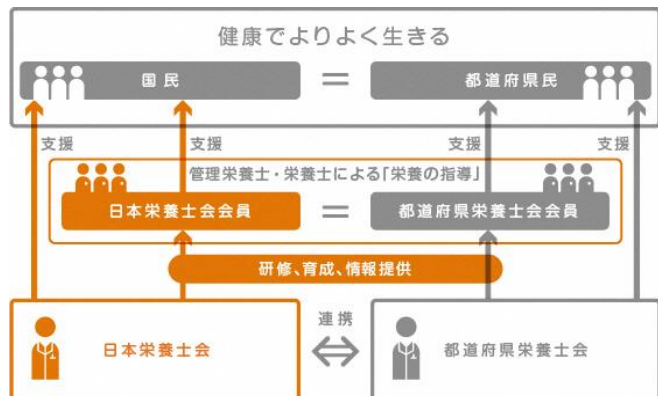
<https://www.dietitian.or.jp>

会員数

50,553人(平成31(2019)年3月末現在)

主な事業

- ①食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発(支援)事業
- ②生涯教育制度の基幹教育にかかる運営事業
- ③拡充教育(職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修)にかかる運営事業
- ④個別特性対応型の食の自律支援事業(栄養ケア・ステーション事業、非常災害時の被災者の栄養支援事業)
- ⑤集団特性対応型の食の自律支援事業
- ⑥健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業
- ⑦食環境整備事業
- ⑧国際公衆衛生向上事業 等



管理栄養士・栄養士とは

管理栄養士・栄養士は、栄養と食の専門職として、科学と専門的応用技術に基づく「栄養の指導」によって、人びとの健康を守り、向上させることを主な使命としており、健康づくりや生活習慣病の予防、重病化予防に取り組んでいます。

<医療>



<学校給食>



<スポーツ>



<社員・学校食堂>



<行政>



<地域活動>



<福祉(高齢者・障がい者)>



<福祉(児童)>



<研究・教育機関>

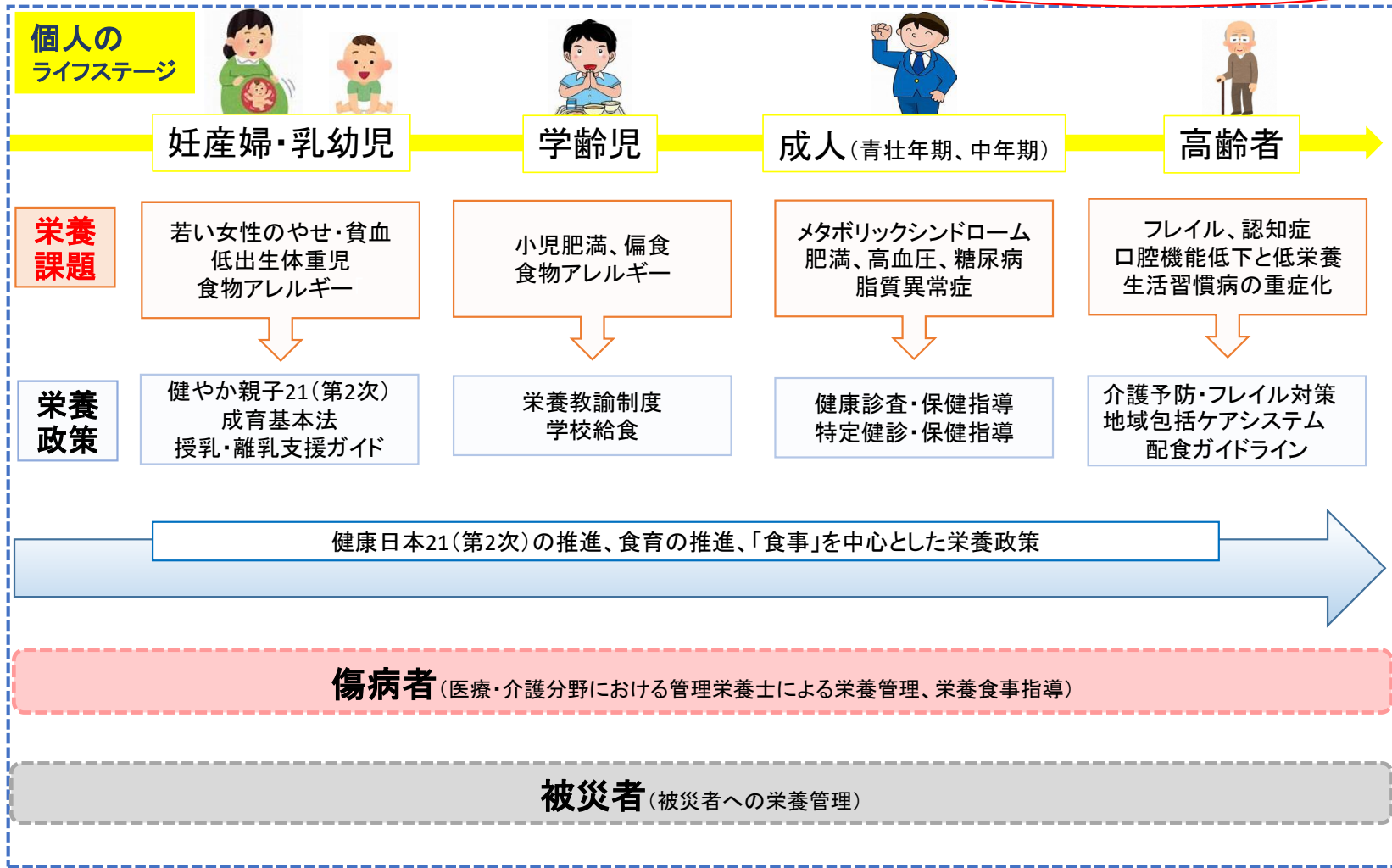


管理栄養士は厚生労働大臣の免許を受けた国家資格です。病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方、健康な方一人一人に合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導や栄養管理、給食管理を行います。一方、栄養士は都道府県知事の免許を受けた資格で、主に健康な方を対象にして栄養指導や給食の運営を行います。管理栄養士・栄養士は就業届け出制がなく、就業数は約13万名と推定されています。

管理栄養士名簿登録数:234,196 (30年度末) 栄養士免許交付数:1,097,359 (30年度末)

全ライフコースの栄養状態改善・維持に管理栄養士が関与

誰一人取り残さない栄養政策



健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法「第3章 基本的施策」

法律	項目	取り組むべき施策
第12条	循環器病の予防等の推進	小児期からの食育と生活習慣病予防対策 適正体重の維持・減塩の普及啓発 食品の栄養成分表示や減塩食品開発など食環境整備
第15条	循環器病患者等の生活の質の維持向上	重症化予防のための栄養指導 摂食嚥下困難者向けの食品開発 循環器疾患回復の障害となる栄養不良の予防・改善
第16条	保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備	地域包括ケアシステムの実現に向け、医療から介護までのシームレスな栄養管理(摂食嚥下機能に応じた食事提供、外来栄養食事指導及び在宅患者訪問栄養食事指導、多職種連携等) 栄養ケア・ステーションの活用と評価
第17条	保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成等	固有課題に対応した、高度な専門的知識・技能を向上させるため、管理栄養士を含む専門職の研修体制の充実強化
第18条	情報の収集提供体制の整備等	NDBや介護DBなどデータベースの効果的な利活用
第19条	研究の促進等	個人の発症リスク評価法や予防法の開発研究